

2019年度 犬山市プレミアム付商品券事業実施要領（案）

1. 実施目的

消費税・地方消費税 10%への引上げが低所得者・子育て世代（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的に実施する。

2. 商品券の名称

「犬山市プレミアム付商品券」

3. 実施期間

令和元年5月15日～令和2年5月31日

4. 商品券の購入対象者数

2019年度住民税非課税者（基準日2019年1月1日）	想定約 11,000 人
3歳未満の子が属する世帯主×子の数	想定約 2,000 人

5. 発行する商品券の概要

発行総額 3億2千5百万円（販売金額2億6千万円）

※上記対象者が全員購入したとしての発行総額

※商品券には、偽造防止策としてホログラム、通しナンバーを施す。

作成枚数 額面500円券の商品券10枚（5000円分）を1セットとし、4000円で販売する。

6. 商品券の販売

(1)犬山市から送付された購入引換券持参者に販売する。

(2)対象者1人当りの購入限度額は、券面総額2万5千円（5セット：販売額2万円、プレミアム補助額：5000円）までとし、購入者の希望により5回まで分割販売を実施する。

7. 商品券の販売期間及び場所

商品券は、令和元年9月28日（土）から令和2年3月22日（日）まで販売する。

販売場所

犬山市南部公民館、市内大型店等

ただし、犬山市南部公民館は、9月28日（土）、29日（日）の両日のみ

※大型店等での販売場所は、地区等を勘案し実行委員会で協議のうえ決定するものとする。

8. 商品券の使用可能期間

令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

9. 商品券を使用できる店舗等

商品券は、犬山市内に事業所を有し、本事業参加店として登録された店舗において使用できる。なお、複数の支店がある場合、各支店店舗単位で登録が必要。

登録申請期間は、令和元年6月17日（月）から令和2年2月28日（金）までとするが、7月27（土）以降の登録の場合は、購入対象者全員に配布するチラシ「参加店一覧表」には掲載しない。

10. 商品券の使用について

(1) つり銭の取扱い

使用した商品券の額面金額が、購入した商品の価格を超えている場合、その差額（つり銭額）は返却されないものとする。

(2) 使用可能期間以外の商品券の取扱い

使用可能期間（令和元年10月1日～令和2年3月31日）以外の期間である令和元年9月30日まで及び令和2年4月1日以後の商品券は使用できない。

(3) 使用できない品目（別紙「犬山市プレミアム付商品券が使用できない品目一覧」参照）

- ① 有価証券・切手・印紙・ギフト券・図書券・各種金券など換金性の高いもの
- ② 電気料金・ガス料金・水道料金・電話料金・電車賃・バス賃・新聞代・NHK受信料・公共サービス料など公共料金
- ③ 税金、預貯金、保険料など
- ④ たばこ

(4) 禁止事項

- ① 購入対象者が商品券の登録店舗の場合、購入した商品券を直接換金すること
 - ② 事業者間取引に伴う代金を支払うこと（商品仕入れ代金・諸経費の支払い）
- ※禁止事項に違反した場合、参加店資格を取り消すものとする。

11. 参加店について

(1) 犬山市内に店舗を有する事業所は登録できる。

登録料は無料

(2) 登録できない店舗

- ① 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条の適用を受けて営業する店舗（会員事業所を除く）
- ② 犬山市外の店舗
- ③ 暴力団対策法の規制を受ける店舗
- ④ その他実行委員会が別に定める業種に属する店舗

12. 商品券の換金方法

犬山商工会議所——名古屋銀行犬山支店振出の小切手にて支払う。ただし、金融機関によっては小切手の取立に際し、手数料がかかる場合がある。

市内指定金融機関一窓口にて、参加店名義の通帳に入金する。

13. 商品券換金時の手数料

商品券の換金手数料は、無料とする。

14. 事業実施のPR

本事業は、犬山商工会議所だより、犬山商工会議所ホームページ、購入対象者全員に配布チラシ「参加店一覧表」、ポスターにより対象者に広く周知を図る。

15. その他

その他、必要とされることは、実行委員会委員長が定める。

※2019 犬山市プレミアム付商品券事業は、犬山商工会議所が犬山市から事務受託を受けて実施するもので、令和元年6月3日現在は、まだ事務受託契約していないため、事業内容が一部変更となる場合がある。